

隠岐の島町公告

令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務の公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和５年１１月１日

隠岐の島町長 池田 高世偉

１．業務の概要

- (１) 業務名：令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務
- (２) 業務内容：別紙「令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (３) 履行期間：契約締結の日の翌日から 令和６年３月２９日 までとする。

プロポーザルの概要

別紙「令和５年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領」のとおり

３．参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者としてします。

- (１) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- (２) 本町の「令和 4・5・6 年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。
- (３) 島根県内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。
- (４) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (５) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (６) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (７) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (８) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (９) 過去 10 年以内（平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間）において、官公庁発注の子ども子育て支援事業計画に関する計画策定業務の委託完了実績を有するものであること。
- (10) 予定技術者（管理又は担当）が過去 10 年以内（平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間）

において、官公庁発注の子ども子育て支援施策に関する計画策定業務に従事した実績を有するものであること。

4. 審 査

審査委員会にて、一次審査で提出された参加表明書等を審査し企画提案書提出要請者を選考します。その後、二次審査でプロポーザル・ヒアリングによる技術提案書等の審査を行います。

5. 担当課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場 保健福祉課 児童福祉係

電 話 : 0 8 5 1 2 - 2 - 8 5 7 7

e-mail : hokenfukushi@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、隠岐の島町ホームページからダウンロードできます。(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 11 月 15 日 (水) 午後 5 時必着
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領による

8. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和 5 年 11 月 1 日 (水) から令和 5 年 11 月 24 日 (金) 午後 5 時
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 令和 5 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領による

9. 選定結果の通知及び公表

最優秀者及び次点者を、参加者全員に文書で通知するとともに、隠岐の島町ホームページで公表します。

10. 契約方法

最優秀者に対し、令和 6 年度 第三期隠岐の島町子ども子育て支援事業計画策定支援業務委託の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結します。